

# 道の駅かつらぎに関する 調査特別委員会

令和2年11月16日

葛城市議会

## 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和2年11月16日(月) 午前10時00分 開会  
午前11時05分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井 覚
副委員長	梨本 洪 珪
委員	杉本 訓 規
〃	松林 謙 司
〃	谷原 一 安
〃	川村 優 子
〃	増田 順 弘
〃	岡本 吉 司
〃	西川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 下村 正 樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

企画部長	吉川 正 人
企画政策課長	高垣 倫 浩
都市整備部長	松本 秀 樹
建設課長	安川 博 敏
〃 補佐	西川 直 孝

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永 睦 治
書 記	和田 善 弘
〃	高松 和 弘
〃	福原 有 美

7. 調 査 案 件

(1) 道の駅かつらぎに関する事項について

開 会 午前10時00分

**西井委員長** ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。季節的にかなり涼しくなっておりますが、本委員会が係争中ということもありますので、再々開きながら解決していきたいという意思是、正副委員長ともに持っておりましたが、まだまだ説明員としても来てもらえる方も難しかった状況で、本日、裁判の中間的な経緯を皆さん方に確認してもらって、次からまた裁判の状況を見ながら、当委員会が明らかになるようにやってもらわねばならないと思っておりますので、中間的な報告になると思いますが、慎重審議のほどよろしく願いいたしまして、開会の挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口と窓を開放しておりますので、ご承知おきお願いいたします。

なお、発言される場合はマスクを着用したまま発言していただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日、市長、副市長につきましては、都合によりやむを得ず出席できない旨、報告を受けておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

まず、調査案件に入ります前に、本日の委員会開催に至るまでの経緯について簡単にご説明させていただきます。当委員会につきましては、計11回の協議会に加え、平成30年6月26日、第1回委員会以降、昨年4月9日の委員会まで合計4回開催してまいりました。その後、損害賠償等請求事件の裁判を係争中との理由により委員会の開催には至っておりませんでした。本日、道の駅かつらぎに関する裁判の状況について、また、9月定例会の予算特別委員会で説明のあった返還金について、改めて理事者から報告していただくことで委員会を開催する運びとなりましたことをまず報告させていただきます。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）道の駅かつらぎに関する事項についてを議題といたします。

まず、道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連について、お手元に配付しております資料を基に説明願いたいと思います。

吉川部長。

**吉川企画部長** 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、道の駅かつらぎに関連いたします裁判の状況につきまして、お手元に配付しております資料に基づき報告させていただきます。

まず1番目でございます。①と書いている分でございます。内容といたしましては、南阪奈側道1号線道路改良その2工事に含まれる、社会福祉法人柁の郷の取壊し費用分を、山下前市長、生野元副市長及び栄和建设株式会社に対して、損害賠償請求ないし不当利得返還金を請求するよう監査委員から勧告を受けまして、市から請求をいたしました。が、応じていただけなかったことから、訴訟を提起したものでございます。請求の内容は、630万4,869円に年5分の割合による遅延損害金を合わせた額を支払うよう求めたものでございます。この判決が第1審である奈良地方裁判所から本年9月29日に出されまして、その主な内容は、山下前市長及び生野元副市長は、連帯して447万3,362円及びこれに対する平成28年11月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えという内容でございまして、栄和建设株式会社につきましては、請求の対象から除外されたところでございます。

除外された理由といたしましては、追加工事として受注した柁の郷の取壊し工事の費用として、市から受け取ったものが違法な公金支出であることを認識していたと認めることはできないし、違法な公金支出であることを認識することができたと認めることも困難であったので、故意や過失があると認めることができないということで、損害賠償の責を負うことはないということ。それから、取壊し工事の費用を受け取ったことが司法上、法律上の原因を欠くものであったと認めることは困難であり、その証拠もないので、不当利得返還義務を負わないとされたものでございます。

また、請求金額でございます630万4,869円というものが、447万3,362円と少なく認定されましたのは、取壊し費用として明確な金額が特定できないということで、実施設計書に記載のある取壊し工として記載のある447万3,362円と認めるほかないということにされました。通常の工事費用に含まれます一般管理費などの必要経費や消費税分などが認められておりませんので、直接工事費のみしか認められなかったということでございます。こうしたことから、監査委員からの勧告内容と相違がございまして、高等裁判所への控訴手続を行ったものでございます。また、栄和建设株式会社を除きます、山下前市長及び生野元副市長も、それぞれ控訴されてございまして、今後、引き続き高等裁判所で審理されることとなっております。

次に、2番目でございます。内容といたしましては、太田新池線道路改良工事（他3件）の工事につきまして、山下前市長及び生野元副市長について損害賠償請求を、有限会社櫻井建材建設に対しましては、損害賠償請求ないし不当利得返還金370万4,400円を請求するよう監査委員から勧告を受け、市から請求をいたしました。が、応じていただけなかったことから、訴訟を提起したものでございます。請求の内容は、370万4,400円に年5分の割合による遅延損害金を合わせた額を支払うよう求めたものでございます。この判決が第1審である奈良地方裁判所から本年6月23日に出されまして、その内容は、市の請求が全て認められたものでございます。したがって、市からは控訴の手続は行っておりませんが、有限会社櫻井建材建設を除きます、山下前市長及び生野元副市長はそれぞれ控訴されてございまして、今後、引き続きまして高等裁判所で審理されることとなっております。

次に、3番目と4番目でございます。内容といたしましては、新道の駅建設事業に係る建

物移転補償の変更契約について、山下前市長及び生野元副市長については損害賠償請求を、社会福祉法人柘の郷に対しては、損害賠償請求ないし不当利得返還金2,500万円を請求するよう監査委員から勧告を受けまして、市から請求をいたしました。市から請求をいたしましたが、応じていただけなかったことから、訴訟を提起したものでございますが、社会福祉法人柘の郷につきましては、市から提訴する前に債務不存在確認訴訟を提起されましたので、この分については、市の対応は反訴という形になってございます。これらの訴訟につきましては、内容が同一ということでございまして、この裁判を併合されまして、1つのものとして審理されてきました。先日、これにつきましては結審いたしまして、来る12月22日の午後に判決の言渡しがある予定でございまして、

最後に5番目でございます。これまでのものにつきましては、住民監査請求に基づく監査結果による勧告に従いまして市が提訴したものでございますが、これにつきましては、社会福祉法人柘の郷が、葛城市及び葛城市土地開発公社を被告として提訴されたものでございます。内容は、施設の移転先として公社から購入した土地から産業廃棄物が出てきたので、その撤去及び客土を求めるものでございまして、訴えの変更を申し立てられまして、現在は、3億4,938万4,059円及びこれに対する年5分の割合による金員を支払えという請求内容となっております。この訴訟につきましても、先日結審いたしまして、先ほどの裁判と同じ12月22日の午後に判決の言渡しがある予定でございまして、

なお、12月22日の判決ではどのような判断が下されるか分かりませんが、仮に市側から控訴しなければならないということになった場合、3番目、4番目の分につきましては、市から提訴する際に議決いただいた内容に上訴する場合、上訴とは、高等裁判所に控訴する場合があります。最高裁判所に上告する場合をいうわけでございまして、上訴する場合も含めまして議決いただいておりますので、改めて議決いただく必要はございませんが、5番目の、社会福祉法人柘の郷から訴えられている分につきましては、議決が必要となります。控訴の期限は、判決正本が届いた翌日から2週間の不変期間とされておりまして、年末年始などは考慮されないこととなっております。したがって、非常にタイトなスケジュールで議会の開催をお願いしなければならない場合もあるということをご承知いただきたいと思っております。また、既に判決が出ております1番目と2番目の分については、判決内容をその都度ファクスで報告させていただいておりますが、詳細な判決内容を確認したいという場合につきましては、判決文の全文を閲覧できるよう議会事務局に写しをお渡ししておりますので、これをご覧いただきたいと思っております。

以上で道の駅かつらぎに関連する裁判の状況につきまして報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いましたが、何か質問などはございませんでしょうか。

西川委員。

**西川委員** ざっと聞きましたけども、この1番に関しては、栄和建设への不当利得はないと。それは認められへんということで、ということやねんな。ほいで、これ、どこまで行くんか知らんけれども、今まで裁判費用がどれだけかかっているのか知らんけれども、言えば、これはもう

議決してるさかいに、ずっと控訴しよう思うたら、最高裁まで行くという話やな。2番目は、これ、櫻井建材は認めとると。言ったら、裁判としては、不当利得という形にはなってるねんな。

それと4番目、これ、初めはややしかなかったけども、不当利得がどうのこうのと言うてたけども、はっきりと債務みたいなんあらへんやんか、不存在やんかということを起こしてたさかいに、通常ではなしに、反訴提起したということやろう。この3、4については、そういうこと、4はそういうことやな。

5番目のことについては、これ、議決せなあかんいう話やけれども、奈良地裁から22日にこの判決出ると。そうすると、どういう判決、市にとって控訴せんでもええような判決出たら、市はそうか分からんけど、応じやなんわな。向こうはこれでいけないと、どっちにしろ行くわけで、これ、3億5,000万円からのことについて何か、そやから、裁判に係ることやから、ここで言われへんようなことやろうけれども、この費用がほんまにこんだけの費用が出てきた、向こうのあれも分析して、ほいで、いろいろ対応を既に、内容はええけど、してるのかどうか。最悪、これ、22日やったら、12月議会いつから、いつ頃が終わるのかな。

(「最終日が22日」の声あり)

**西川委員** 22日やろう。ほな、22日やったら、臨時会か何かせんなんのか。2週間以内に、もしくはあれやったら、せんかったら負けやいうことやろう。いや、向こうの方に有利に出たら。その辺の22日に判決が出てやで、ほいで、どんな判決出るかいうのを何も考えてなかったら、それからということになってやで、正月でもない言うたわけやから、今年中にやってしまわなあかんいうことやんか。ほぼ。そこを成り行きや言うてるのか、どういうふうに対応しようとしてるのか。大きい金額や、これ。どこへどういうふうな判決出るか知らんで。

それと、ずっとの見通しで、いろんな裁判の費用なんかは、今どう見通してるのかな思うてな。今現在かかった部分とこれからの部分と。3月までの今年度予算の中にきっちりと入ってるのか、裁判費用も。そうやろう。どんな見通ししてるのかなと思うて。

**西井委員長** 吉川部長。

**吉川企画部長** ただいまのご質問でございます。5番目の裁判につきましては、担当弁護士といろいろ相談をいたしながら、最善の努力をしているところでございますが、裁判の判決ということでございますので、どのような判決が出るかというのは分からないところでございます。市の主張が全て認められない場合、控訴しなければならないということで、ただいま申しましたように、判決正本が届いてから2週間以内にその意思を裁判所に対して出さなければならないということでございまして、判決正本が届くのも判決の日から数日かかりますので、それまでに判決が出た段階で確認は取れますので、控訴するか、しないという判断はある程度できると思いますので、その判断をした上で臨時会を開催していただかなければならないということになると思います。万が一、開催していただく場合は、年明け早々ぐらいに開催していただかなければならないのかなというふうなことで現在思っているところでございます。

それから、費用面の件でございますが、これまで訴訟を提起した場合の弁護士費用、これ

につきましては、それぞれのタイミングで予算をお願いしているところでございますが、先ほどの控訴いたしました分につきましては、当初に企画政策課の方で訴訟の弁護士費用ということで、あらかじめ予算を組んでいただいておりますので、その分で対応できましたので、その分につきましては補正予算はお願いしなかったわけでございますが、今度、万が一、5番目の部分が控訴しなければならないということになりますと、補正も一緒をお願いしていかなければならないであろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** よろしいですか。

ほかに何か質問等がございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** おはようございます。まとめていただきましてありがとうございます。この間の裁判のことが、日程も含めて、どういう状況で動いているかというのがよく分かりました。1つお聞きしたいというのは、これは委員会の問題でもあろうかと思うんですけども、地裁の判決が下りた判決文です。それについては、委員会としても、裁判の成り行き等を見ながら、委員会を閉鎖、この間開いてないということがありましたけれども、関わることですので、裁判所の方、司法当局の方がどういうふうな形で判断されたのか。これ、委員会としても、資料として、これはコピーする必要とか、そんなんはどうかとは思いますが、資料として提出いただけないものかなど。委員会として、いつも百条委員会のときもそうですけども、いろんな資料については事務局の方で保管していただいて、議員も閲覧できるというか、何かそんなふうにはしていただけないものかどうか。これについては、委員長のお考えもあるし、まず、こういうものが出せるかどうかということ、判決文として。一人一人の議員が情報開示請求でいただくかどうかということも、委員会として今調査してるところなので、その点については、そういう判決文を我々としても知りたいところがあるので、そのお考えをお聞きしたいというのが1つです。

それから2番目は、①と②の取壊し工事、これは架空の取壊し工事、もう一つは、架空の道路工事についての判決について、片一方の架空道路工事に関わる件につきましては、業者の方も、返還を求められて、判決が下りた。一方で、取壊し工の方は、これは業者の方に対しての不当利得返還請求は却下すると。この違いが下りたことについて、どういうふうに認識されてるのかということをお聞きしたいんです。控訴するというのは、これは住民監査請求で勧告が下りてますから、そのとおりの結果でなかったから控訴することは分かるんですけども、この違いがどうして生まれたかというのは、我々、判決文を読んでませんので、行政の方でどう認識されてるのかお聞きしたいと思います。

**西井委員長** 企画部長。

**吉川企画部長** ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

判決文につきましては、先ほどの説明でも申し上げましたように、判決文の写し、全文の分を議会事務局の方にお渡ししておりますので、そちらの方で閲覧できるようになってございますので、ご確認いただきたいと思います。

それから、ただいま申されました、1番と2番の裁判の違いということで、業者の方が入ってる、入ってないという違いでございますけども、2番目の櫻井建材建設の方につきましては、全く違う工事であるということで、これはやっぱりその認識があったんだろうというふうな判断であったと思います。1番目の栄和建设の方につきましては、もともとやってる工事に追加という形で、同じ場所での追加工事ということで、なかなかその辺が認識できなかったのではないかとというふうな判決、裁判所の判断であったように思っております。その辺は担当弁護士ともう一度いろいろ相談をいたしまして、本当にそうであったかどうかということで、控訴の内容も検討しているところでございまして、これは、そういうことですが、監査委員の方からの勧告では、栄和建设の方にも請求しろということでございますので、その分につきましても、控訴の中で主張していくことになるであろうというふうに考えております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。

**西井委員長** ほかに何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、次に、今回の案件に対する返還金、そのほかについて、9月議会の補正予算の特別委員会で説明がありましたが、理事者側より改めて報告させていただくことでございますので、説明願いたいと思います。

松本部長。

**松本都市整備部長** おはようございます。都市整備部の松本でございます。

まず、質問にお答えする前に、道の駅整備事業におきまして、再三返還金が生じたということに対しましては、深くおわびを申し上げる次第でございます。令和2年9月の予算特別委員会において説明させていただきました内容と同じ内容になりますが、説明をさせていただきます。

社会資本整備総合交付金事業、道の駅整備事業におきまして、平成29年度に地域振興棟が計画と異なる整備や目的外使用により、都市局として9,564万130円の国庫補助金を返還しております。この都市局分の返還につきましては、地域振興棟の建築工事費のみに係る返還であり、今回の返還につきましては、まず1点目といたしまして、地域振興棟が計画と異なる整備、目的外使用に伴い、補助対象外となった地域振興棟の建築工事費以外の用地費、測量設計費、造成工事費などにおきまして、事業着手した平成24年度から再度見直しを行っております。その中で、補助対象事業、補助対象外事業の精査を行い、また、平成29年度に工事をしております地域振興棟から西側の広場整備におきまして、予算規模を縮小したことにより、最終的な基幹事業、提案事業の事業構成割合が確定し、補助対象費、交付金限度額、交付率が低減したことによるものでございます。

2点目といたしまして、事業完了後の奈良県の完了検査におきまして、整備計画の変更により補助対象区域外となった用地購入費の指摘を受けております。道の駅の用地費につきま

しては、平成25年度から着手しており、その当時は、当初の計画に合わせて用地買収を行っていましたが、平成26年度の計画変更を行ったことにより補助対象外になったもの、都市局と道路局の区域が変わってしまったもの、また、一筆の土地において都市局、道路局にまたがる用地などもあり、補助金を請求する際、都市局と道路局の面積の按分計算を行う作業において誤っていたものもございました。これらにおいて、補助対象外となった道路局、都市局の用地購入費の国庫補助金を返還するものでございます。

3点目といたしまして、道の駅整備事業において、官製談合により受注者の役員の刑が確定したことを受けまして、対象となった工事の契約条項により損害賠償金を受け入れたため、その受け入れた金額の都市局所管の補助金相当額を返還するものでございます。都市局所管事業におきましては、1点目で述べた事業が全て完了した時点で基幹事業、提案事業の事業構成割合が確定し、補助対象費、交付限度額、国費率が低減する可能性があったため、今回返還を行うこととなったものでございます。

内容につきましては、都市局分で4,007万5,870円、道路局分といたしまして1,408万2,463円、合計5,415万8,333円を令和2年10月26日付で返還しております。この金額につきまして、9月の時点で報告させていただいた分と1円の差が出ております。完了実績報告等の中で、県との端数の四捨五入の関係で1円の差が出ております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いましたことについて、何かございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 3点にわたって返還金が生じたということですけど、1点のことについてお伺いしたいんですけれども、用地の取得に関わる件です。これについては、資料4ということで、用地返還箇所位置図というふうに書いてあります。これに道路局対象区域と都市局対象区域ということ、今回見直したところというふうにあります。これ、具体的に説明はいただけませんか。

**西井委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

先ほどの資料4についての説明でございます。赤色の網かけの部分でございます。この部分につきましては、道路局、都市局の区域にまたがる箇所でありましたが、一筆ごとに面積按分を行わず、交付決定金額に見合う事業費に調整して按分を行ったため、補助金を返還したものであります。

なお、この箇所の返還は都市局分のみであります。道路局分につきましては、按分の結果、本来の補助対象区域になる面積まで達しておりませんので、返還はございません。

すいません。申し訳ないです。一からもう一度説明させていただきます。用地費の返還の箇所位置図です。初めにこの位置図について説明させていただきます。赤色の太い実線、この区域が道路局の対象区域、次に、青色の太い実線、この区域が都市局の対象区域です。そして、用地一筆ごとに赤い線と緑の線がございます。このうち、緑の線で囲んでいる用地が、今回の返還に絡み見直しを行った筆でございます。返還の対象となった部分につきましては、

赤、青、黄色といった形で網かけをして番号をつけております。その番号ごとに理由を説明させていただきます。

まず、1の箇所、オレンジの網かけの部分でございます。この部分につきましては、道の駅整備区域外との指摘を受けたため、受け入れた補助金を返還したものでございます。

次に、2の箇所、緑の網かけの部分でございます。この部分につきましては、用地買収時においては、道の駅の都市局分の整備区域であり、補助金を受け入れましたが、整備計画の変更により、オンランプ工事に伴う市道の道路整備が必要になったことから、都市局分の整備区域外となりました。このため都市局分で受け入れた補助金を返還したものであります。工事費につきましては、道路局分として交付を受けており、問題のないことを確認しております。

次に、3-1、3-2の箇所、黄色の網かけの部分でございます。3-1については、本来であれば、道路局、都市局にまたがる区域であります。対象用地全てを道路局の補助金を受け入れたため、道路局分で返還になりました。3-2につきましても、大部分は都市局のものの一部、道路局の整備区域となっているため、この黄色部分の補助金を返還したものでございます。この部分については都市局分での返還になります。

次の4の箇所、赤色の網かけ部分でございます。この部分については、道路局、都市局の区域にまたがる箇所でありましたが、一筆ごとに面積按分を行わず、交付決定金額に見合う事業費に調整して按分を行ったため、補助金を返還したものであります。

なお、この箇所の返還は都市局分のみであります。道路局分につきましては、按分の結果、本来の補助対象区域になる面積まで達しておりませんでしたので、返還はございません。

次の5の箇所、資料では分かりにくいですが、ピンクの網かけ部分でございます。この部分については、用地買収時に道の駅の整備区域でありましたが、整備計画の変更により、この部分の道の駅対象区域外となったため、都市局分での返還となったものでございます。

最後に、6の箇所、青色の網かけ部分でございます。この部分につきましては、道の駅整備に伴い附带的に整備する必要があったため、用地買収時においては一筆買収を行い、補助金を受け入れましたが、道の駅整備区域外と指摘を受けたため、都市局、道路局において返還となったものでございます。

なお、9月議会で計上いたしました返還金については、10月26日付で返還しております。一部、説明が前後したことをおわび申し上げます。

以上です。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 用地取得についても、いろいろとどうかなと思う部分が、道の駅かつらぎ建設事業に関わってはあると私は思ってるんですけども、2点、今の説明で分からないのでお聞きしたいと思いますが、1のところ。全く区域外のものを、これは区域内の対象として請求したということだろうと思うんですが、これについては、当初から補助金申請についてどういうことが手続としてやられてるか、私はよく分かりませんからあれなんです。こういうところ辺についての指摘というか、本来、補助金申請する計画書がある。それに基づいて多分精

査されると思うんです。補助金を出す側の方が、県か国かが。それについて、区域外と1のところがぼんと言われたというのが、どういうことなのかなというのが分からないので教えていただきたいんです。ほかのところは、按分とか計算上の問題ということがあるのかと思うんですが、この区域外がというところ、どうだったのか。そういう指摘がなかったのかどうか。そのことについてお伺いします。

それから、もう一つは、補助金対象となる用地、これについては、赤い囲み、それから青い囲みで、ここが対象になる地域ですよということが確定してるわけですけども、その対象外の土地について補助金申請したということも今お聞きしたんですが、私、もう一つ質問したいのは、道路を挟んで、県道寺口北花内線を挟んで、角のところの土地です。ここで言うと、地番が473-3Aですか。小さい字で分かりませんが、その角の土地、広いところですよ。その横の土地。これは道路拡幅に伴って行われたものだろうと思うんですが、この点についての用地というのは、全く今回については関係ないと。これについては、補助金は別の補助金を得ているのか、あるいは市が単独で購入した土地なのか。そこら辺は私当時おりませんでしたので、多分ここも市の土地になってるんだらうと思うんですけども、この向かいの土地について何か、今回こういうことについては発生してないのかどうか。そこをお伺いしたいんです。

**西井委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。谷原委員の質問に対して答えさせていただきます。

区域外という認定になったということはどういうことかということだったかと思いますが、今確認させてもらってるところは、職員の補助金に対する理解不足とか認識不足があったものということと、調査の結果なってるものでございます。

2点目の用地については、道路局の補助金の対象内ということとなっております。

以上です。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** あそこの看板が立ってますよね、道の駅の大きい看板とその横の道路。あそこは市の土地になってるわけですね。それについては、道路局分の補助金として下りて、市が購入して市有地になってるという理解でいいわけですね。分かりました。

最初のところですけど、区域外のところの理解不足というのが私よく分からないんですが、これは補助金を出す側の責任はないのかという、そういう考え方もできるだろうと思うんです。だから、これ、理解不足で、当初の計画がどこの範囲でというふうに定めてたときに、補助金対象になると思って職員が出したところ、後々これが補助金対象でないということが何で起きるのかなというのが私よく分からないんです。これは全く、職員は当初ここまで入るといふうにして補助金を申請された。恐らくそれを認めていただいたから補助金が出たのではないかなというふうに思うんです。それが後になって、これは対象外でしたと。それが職員の理解不足という、よく分からないんです。だから、そこが、計画が変更になったからということではなかったもので、私としては、もう一つ、よく理解できないということなんです。これも言いっ放しになりますけれども、また、この点についてはお伺いできたらと

思っています。

以上です。

**西井委員長** ほかに何かございますか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひします。簡単に。何回かこの返還、補正予算で上がってきてるんですけど、これで終わりですか。これで以上ですか。まだあるんですか。

**西井委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

返還金について、これが最後かということでございます。今回の返還金については、奈良県の完了検査において指摘を受けたものでありまして、会計検査というのはまだ対象にはなっていないんです。今回会計検査がありまして、今年度、それについては対象とならなかったもので、それらについて今後指摘を受けることはないということになるかと思っておりますので、これで今後補助金の返還となることはないと考えております。

以上です。

**西井委員長** ほかに。

増田委員。

**増田委員** 先ほどから用地の返還についてご説明をいただいた。先ほどの説明があったように、特に1と6の部分、対象外であると。職員の認識不足、こういうご説明を先ほどの谷原委員の質問に対してご回答いただいたんですけども、これ、担当の方の認識と言われても、当時、これに関わっていただいた担当の方というのは、国土交通省の方から出向していただいて、私は、こういう認識不足をするような人材ではないというふうに理解をしていたんですけども、国土交通省の方の認識の中でもこういう間違いが起こったと、こういう理解でいいんでしょうか。

**西井委員長** 部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。

当然、当時、国の方から来ていただいてたわけですが、理解はされていたとは思いますが。その後、整理していく中で、ここを整理していかないということで、変更になってきたところがあると思うんですが、その辺で指摘を受けたというところだと思います。

以上です。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** そういう答弁をされると困るんですけども。理解をして、要するに、対象外になることを想定して補助金を請求したと、こういうふうに理解をしてしまわなしゃあないようなご答弁なんですけども、私、そんなことはあり得ないというふうに思うんです。いやいや、どうしてもここを対象に入れないと、当時のいろんな経緯の中で、裁判の中でもいろいろとご答弁されてた、記憶でものを言ってるんですけども、完成をさすための1つの手段として、対象外と分かっているながら、ここを対象地に入れたと。そういうふうな理解を私は理解できないんですけども。これ、担当の方の間違いというか、過失とか、職務上の責任追及をするわ

けではないんですけども、こういう問題が生じた。いやいや、これはとりあえずで、最終的な結果が、返還金の整理をした中で返還金がこのように決まったという当時の増井部長の説明もあった。今回は返還という文字を使われてるんです。私は、その当時の増井部長の、精算をしたら最終的に補助金が決定したという言葉、今も信用してるというか、そうであるというふうに思ってるんですけども、またここに来て、当初の補助金を返さなければならなくなつたということに、また今変わってるような気がするんです。このところ、私、大事な部分やと思うんです。というのは、担当の方が間違つてここを対象外に入れたと。当然、対象にならない場所です。業務上の責任も発生しかねんと思うんです。いや、そうではないと。これは、結果的にこういう補助金に決定したんだと言っていただければ、そういう問題は生じないんですけども、決定した補助金から、間違つた手法を取つたので、本来もらうべきお金が減つたと。言い方は違ふんですけども、非常に大事な部分やと思うので、もう一度、当時の増井部長の発言と、今のこの返還との違いというか、そのこのところをもう一度説明できましたら、説明をしていただきたいというふうに思います。

**西井委員長** 松本部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。

先ほど話させていただいた分なんですが、当然、最初は計画にあったというところで、工事をしていく中でここが整備できなかったというところで、返還金が生じた。返還金といえますか、返還と、あと精算金で考え方は変わっておりません。都市局に関しましては、あくまでも精算、道路局に関しましては返還という形になるわけですが、ここも、もともと整備できるかなというところで用地購入はされたと思いますが、地形上整備できなかったというところで、最終ここを返還させていただいて、精算しているというところでございます。

以上です。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** 見込みを誤つたと、こういうふうに理解をしました。ただ、こういう大きな事業で、当然、担当部局、県、国に対していろんなご相談をされた中で進められた事業であると思うんですけれども、そういった中で間違つた判断というのは、私は、部局として非常に問題ありというふうに理解をいたしました。

以上です。

**西井委員長** ほかにございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 資料4の図面やけども、前にも言うたと思うんやけど、安川課長の方からは、補助事業に対する職員の認識というふうなことを言われてるわけやけども、当然、職員としては、補助事業というのはどういうもんやと認識せないかんというふうに私も思ってます。今いろいろ話出てますけども、例えば1番、5番、この分については、恐らくというような話したらあかんけども、恐らく当初から入ってなかったんやろうと。いろんな事情があつて買わざるを得んという形で購入されたように私は思います。今の担当の人は直接担当してなかったんで、そんな詳しいことは分からんと思うけども、こういう問題が起きてくるということになって

きたら、そういうふうな解釈しか私はできんというふうに思ってます。それで、これをあえて区域の中に入れたということになってきたら、国に対しての葛城市の信用度というか、それも問題ではないのかと思います。

それと、2番目の分については、確かに急いでたということもあって、区域が明確にできなかったという分かもわかりませんが、この4番については、以前から、私が、生野副市長のときも、部長のときも言ったように、本当にこの駐車場が道路局でいけるのかという質問もしてたと思います。これはいけますねんという話であった。だから我々は信用してきた。しかし、忙しさのあまりに、それだけの区域がきちっとできてなかったということが問題やというふうに思います。

それとか、今話出てた県道の東側、この道路についても、当初から、国から来てた人、県道を広げますという話もあった。それで土地を買います。ところが、県と話したら、できませんでした。そういう曖昧な説明をしながら来たという事実も、これも過去にも指摘もさせてもうたけども、あるわけやんな。だから、今とやかく言うてもしやあないというても、あれかわからんけども、今後補助事業をやっていく中で、補助事業というのはどういうものやということを皆認識してもらわないかんと、補助金の不正取得というところまで言えへんのかしらんけども、それに該当してくるようなことをしてある。そやから、私は、前に言うたように、これは組織ぐるみで仕事やってるの違うんかというふうな判断をしていきます。

今、国土交通省の話も出ました。国の方の派遣してくれた職員、これは技術職です。そやから、事務的なことについてはあんまり慣れてない。そんな人を来てもらうて、やってるということですけども、全てが国土交通省から来たたら全部分かってるということでは、私はないと思ってます。もちろん国土交通省から来た人も責任はありますけども、その目的は、技術職で来てるということやと思うし、ここで私はどうのこうのと、そんなえらそうなことは言いませんけども、いかにこれが急いでやってきて、後で、担当した職員も、いかに迷惑なのか、難儀してる実態がここに出てきてるということやから、道の駅についてきちっと、もう一度、1つ1つ調査をして、ええ、悪いは別として、今後こういうことのないようにしようと思ったら、この原因をきちっと突き止めてやっていかないと、私はいかんように思います。だから、こんな質問したら、答弁せえ言うたかてなかなか難しいと思うんで、答弁は求めませんが、私は、みんなそういう理解をした中でやっていかないと、今後の補助事業を担当する者もかなんやろうし、今の職員を見てたら、とにかく仕事をしたら全部自分の責任かぶってくる。そやから、なかなか前向いて行かへんというのが実態やと思います。特に尺土駅前についても前へ進まへん。何が原因やねん。どんどん仕事をやっていったら、責任は全部職員にかぶってくる。こういうことやから、職員が現実に動かれへん。動きたいけど動かれへんような実態やと思うんで、いかに補助事業というのはきちっとやっていかなあかんかということをもみんな認識するというのが一番大事やというふうに思いますので、その辺、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** これは質問ではないんですけども、問題意識として皆さんと共有できたらと思うので、発言させていただくところなんですけど、区域外ということの中で、按分が不足したために返還すると。これは理解不足というのは、私は理解できんこともないと思うんです。一筆の土地になってますから、その土地を買う中で余り地が出るということもあるから、地権者の方ではできるだけ一筆として買ってほしいということになるわけですから、その買った土地についてきちっと按分してというのは、それがどうだったかというのは、いろいろあろうかと思うんですが、先ほど私が疑問に思ったのは、1の土地なんです。1の土地なんかは、これはそもそも按分とかということではないわけです。丸のまま区域の対象外の土地を、これも対象になるというふうにして申請して、これが補助金を受けた。でも結果、対象外でしたということになりますから、だから、これが理解不足というのは理解できなかったのも、後で増田委員が質問されて、理解不足ということではなかったと思いますというふうに部長もお答えしたので、ここが私として、本当に相手側との申請、あるいは補助金交付の中でどうだったのかというのが、もうちょっと詳しく調べないと、全く市が意図的にやったものなのか、それとも、その中でいろいろ、当然入るとしてやったものなのか、あるいは向こうも、いや、これは入るでしょうという前提の下で事業が進んでいって、後でいろいろ問題があって精査したから、向こうが強く出てこういうことになったのか。そこら辺のことはもうちょっと丁寧に調べていく必要があるということをお願いしたいと思います。

以上です。

**西井委員長** ほかにございませんでしょうか。

岡本委員。

**岡本委員** 先ほど杉本委員の質問の中で、今、12月か、会計検査に対してこれになってないと聞いてんですけども、ほんまになってないのか。なってない理由は何やと聞いたら、それは分からへんのやろうけども、結局いろんな返還金とか出てきてるから、会計検査対象までまだ行かない。これからいろんなことを調べた中で会計検査対象にするという解釈に取ってもええわけかな。その辺は答弁できますか。

**西井委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川です。

今後、会計検査の対象になるのかという質問かと思いますが、今回、先週にこの辺りの会計検査について、葛城市については全く会計検査の対象にはなっておりませんでした。今後についても、これが会計検査の対象になる年度はもう過ぎることになりますので、今後、会計検査対象には当たらないということとなります。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今の課長の答弁ではあれか。一応1つの5年のめどやから、対象から外れると。今回はほかの事業も当たってないということやねんな。これは考えていかんと、何かあるね。そんなうまいこと会計検査全部外れるということはないと思う。そやから、今後いろんなこと気をつけとかんと、まだいろんな調査があって、まだいろんなことが出てくるかもわからん。あ

んまり想像の話をしたらあかんけども、あまりにも会計検査が一つも入ってないというのは、私は言える立場違うけど、どうもおかしいように思います。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでしたら、本件については以上とさせていただきます。

これもちまして本日の調査案件は全て終了いたしました。

皆さん、慎重審議してもらいましてありがとうございます。まだまだこの特別委員会というのは、なかなか終結まで時間がかかるような状況で、委員会を設置してるけど、調べかねる状況で、特にこの特別委員会は長くかかっているということでございますが、いろいろと調べることが出てきたら、できるだけ早急な形の中で終結できるように努力してまいりたいと思いますので、どうかよろしくご協力をお願いいたしまして、本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

これもちまして道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を終了します。

閉 会 午前11時05分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長

西井 覚